

院政政權の一考察

橋 本 義 彦

は し が き

平安時代末期に現はれた政治形態である院政に於て、「院の近臣」と称された中、下級貴族の進出と活躍については、古くは慈円がかの愚管抄に説いたのを始めとして、桜井秀氏、吉村茂樹氏、石母田正氏、林屋辰三郎氏、竹内理三氏等の諸先学によつて論及されて来たところであるが、殊に林屋氏が先年「院政政權の歴史的評価」(歴史学研 究一四九)なる論稿に於て、「院政々權に於て院は院近臣の附屬物であり、」受領層を主体とする院近臣が院政々權の実權者であると論断せられるに至つて、院近臣に對する歴史的評価は極点に達したと言へよう。今その論旨を要約すると、第一には院政の成因を論じて、後三条天皇の莊園整理策は「受領のためのものであつて、院政もかゝる莊園整理策の最後の段階として把握すべきであり、畢竟院政政權は「受領層による受領層のための政權」であるとし、第二には院Ⅱ上皇の權力を測定してその無力を論じてゐる。而して、第一の論点は更に「平安時代の莊園整理が前後一貫して受領層の要望として企図せられ」、これに對して摂関家は常に反対の立場

にあつたと規定し、この前提に立つて後三条天皇の莊園整理策を論じ、摂関家に代る政治勢力としての受領層の登場に院政の歴史的意義を見出してゐるのであるが、後にも觸れる如く、史実を虚心に考察すればかゝる前提には頗る疑問があり、少くともそのためには更に確固たる論拠を要すると考へられるし、(註)第二の点も白河上皇が天下三不如意としてあげた山法師、賀茂川、雙六の賽をとりあげて、僧兵に對する無力、河川対策への無能、賭博流行に對する無策を論じ、これより院といふ「君主は全く政治的に無力であつたといわざるを得ない」と述べてゐるが、これは當時の中央政府たる院政政權そのものの無力であつて、これを以て院政政權内に於ける院Ⅱ上皇の權力を測定するのは論点がずれてゐると思ふ。

斯様に、林屋氏の挙げられた論拠を以てしては俄かに同氏の所説に服し得ぬのであるが、勿論少しでも院政に關して考察をめぐらした者には、この時代に於ける中、下級貴族層の動向が頗る注目に価するものであり、彼等を院政の政治機構と政治過程の上に適確に位置付けることが、院政なる政治形態の解明に必要欠くべからざることとは容易に首肯出

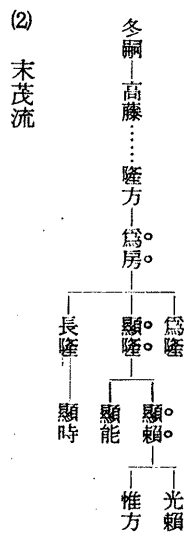
来るのである。而してそのためには院政政権の社会経済史的な究明に平
行或は先行して、院近臣の性格、院政の政治機構及び政治過程の具体的
な考察が必要であると考へる。以下小論に於てはかゝる観点に立つて卑
見を述べてみようと思ふ。なほ、こゝに取扱ふ院政は主としてその典型
期であり、最盛期である白河・鳥羽院政とする。^(註)

一 院近臣

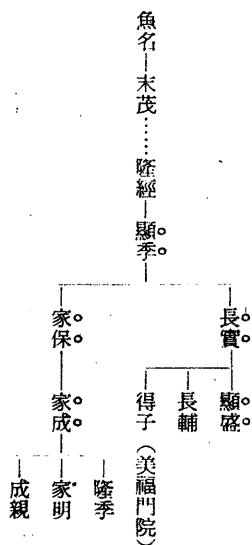
平安末期の貴族社会内部の動向を大観すると、数世紀間の努力によつ
て完成された摂関家を中心とする体制が、摂関家の勢力の衰退と共に崩
壊・分裂を來たし、中世社会に適合した新しい構成即ち摂家以下清華・
大臣家・羽林家・名家といふ如き家格で表現される階層的な構造に再編
されて行く過程にあつたと考へられる。従つて院政時代に於いて目覺し
い進出と活躍をみせたのは中、下級層の貴族に限らず、上級層殊に摂関
家以外の貴族も新しい動向に即応し、上皇権力に直結して大いに権勢を
振ひ、摂政関白をも凌がんとする勢を示したのも現はれた。源顕房・
同雅実^(久我)・同俊明・藤原実季・同公実^(朝院)・同宗通・同伊通等
がそれである。しかし、上級層と中・下級層の上皇に対する關係をみる
と、兩者の間に重要な相違のあることが見出されるのであつて、前者が
上皇との關係を別にしてもなほ伝統的な社会的、政治的地位を保持して
ゐるのに対して、後者の地位は上皇の信任寵愛を殆ど唯一の支柱とする
ものであつた。この院上皇の手足となつた中・下級貴族が所謂「院近

臣」であつて、当時の記録の用語を検しても、「院近臣」とか「候院之
人」、「院近習輩」等の言葉は、原則的には上級貴族層の権臣には用ひら
れず、専ら中、下級層出自の上皇近習者に対する語と解釈して大過ない
と思ふ。小論にいふ「院近臣」の語もかゝる意味に於て用ひてゐるので
ある。以下、白河・鳥羽院政に於ける著名な院近臣を列挙し、夫々の人
物について簡単な説明を附して院近臣の性格を具体的に検討し、併せて
次節以下の考察に資したいと思ふ。(便宜上系図を以て示し○印を附す。)

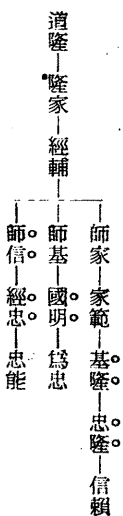
(1) 高藤流



(2) 末茂流



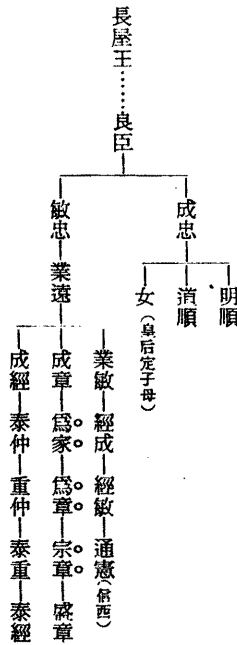
(3) 道隆流



(4) 良門流

冬嗣—良門……清綱—隆時—清隆—光隆

(5) 高階氏



先づ、藤原為房は「前の三房」(臥雲日件録文正元年七月十二日)と謳はれた当代の俊秀で、既に後三条天皇に寵用せられ、天皇讓位後には院判官代となつたが(為房卿記延久四年十二月廿二日)、白河天皇にも信任極めて厚く(同記徳仁二年十一月廿九日条等)、讓位後も院別当として近侍し、その官位も正三位參議に迄昇進し、「寛弘之比、為輔中納言以後、公卿久絶、今此相公高繼家門、誠是面目之口歟」(至力)(中記天永二年正月廿四日)と謂はれた。この為房の二子為隆・頭隆の後から、勸修寺・葉室・甘露寺・清閑寺・坊城・中御門・万里小路等の諸家(上述の「名家」の過半を占める)が輩出して、近世に至る迄大いに繁栄したが、その基礎は全くこの為房の礎いたものと言へる。而もその子頭隆も亦白河院政期に於て「よるの関白」(今鏡卷)の異名を以て称された程の権勢家であつた。彼は中流貴族層の出自に拘らずその昇進は屢々「世人驚耳目」といふ程目覚しく(中右記承徳二年十二月十七日等)、藏人、弁、内藏頭、藏人頭を経て遂に

中納言に至り、院庁に於ては判官代より執行別当となり、殊に白河院政末期には「天下之政、在此一人一言」也、威振三天、富滿四海、世間貴賤無不傾首(中右記大治四年正月十五日)とその権勢の強大さを評されてゐる。その子頭頼も白河・鳥羽兩院の別当として当代に著名な院近臣で、夕郎故実にも「白河鳥羽御代、頭隆頭頼等令相統、致院中無貳之奉公乎」と見え、殊に鳥羽上皇の殊寵に浴し、その勢威は「歴頭要之官一至卿相之位、執掌朝務為君之腹心、一院御宇、内外執權際會超人」(本朝往生)と時人の評にある如く盛大であつた。更に下つて、後白河院の近臣として名ある光頼、惟方はこの頭頼の息男である。(以上系圖1)

歌人としても名高い六条修理大夫頭季は又白河上皇の有力な近臣の一人である。その出自は、鼻祖左大臣魚名が事に坐して左遷されて以後累代一人の公卿も出ず、皆四、五位に止まつた中流以下の貴族層に属し、「諸大夫」といはれた家柄の典型的なものである(中右記長承二年八月十九日、台記天養二年二月廿五日)。この家が頭季の時に至つて急激に頭角を著したのは、頭季が皇室の外戚閑院実季の養子であつたことや、後三条天皇の有力な近臣の一人藤原経平の聲であつたこと等の好条件と共に、白河上皇の唯一の御乳母として格別の待遇を受けた從二位親子(中右記寛治七年十月廿一日条等)への恩寵がその子頭季にも及んだためと見られる。かゝる好条件に恵まれた彼は又、承保二年讃岐守に任ぜられてより「卅年相統不断」(中右記長治元年正月二十九日)といふ受領生活を通じて巨富を積み、公卿に列して後も「出納諸司長官兼大貳(頗不穩便)歟」(中右記天永二年正月二十三日)との批難を尻目に、修理大夫兼

太宰大貳として外官に終始し、院司としては白河院政の当初から別当に補せられて、その権勢は頗る時人を瞠目せしめた。かゝる白河院の寵愛と信任は彼の男長実、家保等にも及び、兩者共父と同様に大国の受領を歴任し院別当に補せられたが、殊に長実は「諸大夫昇中納言」多是有才智任大弁也、未嘗有無才之人昇納言（中右記長承二、年八月十九日）との評言のうちに権中納言に迄昇進し、家保も亦「近習無双、恩似戴山」而以高（永昌記大治四、年七月十五日）と言はれた白河院近臣であつた。尋いで鳥羽院政となるや、この一家の勢威は家保の男家成に集中した観があり、彼は天治二年に鳥羽院分受領として若狭守に任ぜられてより諸国の守を歴任しつつ鳥羽上皇に近侍し、白河院の崩御後間もない頃には「拳天下事一向歸家成」（長秋記大治四、年八月四日）といはれる程の権勢を示し、遂に父の官位を超えて正二位中納言迄昇進したのである。この家成の子隆季、成親等は後白河院近臣として著名であり、家成より出た四条流、山科流の諸家（上述の「羽林家」の過半を占める）は近世まで公卿の榮を保つて繁榮を誇つたのである。（以上系図2）

次に兄伊周と共に道長と覇を争つた藤原隆家の後からも多くの院近臣を出した。藤原基隆は嘉保元年美作守となつてから大治五年従三位に叙せられる迄三十六年間大国の受領に歴任する一方、白河・鳥羽両院の別当として両上皇に近仕し、その間上皇乃至天皇のために進進した堂塔殿宅は少くなかつた。その子忠隆は天永二年、時人の驚歎の中に十才にして丹波守に任ぜられてより（中右記天永二、年十月廿五日）、「經數國刺史一家富財多」と

いはれる如く国守を歴任して巨富を積み、鳥羽院庁に於ては「為二院別當」執行諸務（本朝世紀久安、六年八月三日）と謳はれた近臣であつた。かゝる父祖の勢威は更に信頼にも及んで、後白河院の寵臣として「アサマシキ程ニ御寵アリ」（愚管抄、卷五）とまで言はれ、遂に彼をして平治の乱を起させる迄に至つたのである。国明は白河院の信任極めて厚かつた源俊明の養子となり、諸国の守を歴任すると共に白河院庁に於ては「執行別當」として側近に奉仕して白河上皇の信任寵愛を受けた。彼の卒去に當つて時人が（白河）「上皇頗有御歎、明日祭御見物俄依此事被止、為國明面目之外歎」（至力）と記録してゐるのはその一端を示すものである（中右記長治二、年四月十七日）。隆家の孫で国明の叔父に當る師信も亦諸国の受領に任ずる一方、早くから白河院政に参じて「為別當」執行萬事（中右記寛治八、年正月十日）と言はれた有力な近臣であつた。その男經忠も白河・鳥羽両院の別当となつたが、その上、その妻従三位実子が鳥羽院の御乳母であつたこと等によつて官位の昇進目覚しく正三位中納言に迄至り、その子孫が水無瀬流として代々公卿に列する基を礎いたのである。（以上系図3）

白河院政の中期に、高階為章と併せて「世語寵臣者、稱此二人而已」（本朝世紀康和五、年十二月二十日）と謳はれた藤原隆時は、冬嗣の六男良門の八世の孫で、醍醐・朱雀朝に中納言兼輔を出して以後一人も公卿に昇つたものがない中流以下の貴族層の出身であるが、白河院政の開始と共に判官代となり、尋いで別当に補せられ、他方には因幡、但馬、近江等の大国の受領を歴任した受領院司の一人である。その子清隆も鳥羽院、待賢門院、

美福門院三院の別当を兼ね、紀伊、丹波、讃岐、越後、播磨、伊予の守を歴任して遂に正二位権中納言に迄昇進を遂げたのである。(以上系図4)

最後に高階氏について觀察してみよう。高階氏は左大臣長屋王の後で、王の失脚後殆ど名を顯はすことがなかつたが、長屋王八世の孫高階成忠の時に初めて一家の繁栄を誇つた。それは成忠の女子が関白道隆に嫁して、一条帝皇后定子始め伊周、隆家等の母となつたからである。それにより成忠は從二位迄進み、息男明順、道順、孫成順等は相並んで大國の守となり、一家の勢威は目覺しいものがあつた(榮華物語卷三、其他)。

成忠の弟敏忠の曾孫が白河上皇の近臣の一人為家であつて、彼は「吏途周防、美作、播磨、伊豫、近江、越前、丹後、備中、位至正下四位」為院別當、凡四十餘年受領也(中右記嘉承元年十一月十六日)といふ典型的な受領院司であつた。その子為章の權勢は更に強大であつたものの如くで、時人も「給爵之後有殊恩、任越後守、次但馬、加賀、丹波、頻任大國、又

息男仲章、宗章、雅章、時章四人皆補藏人、或又任大國、神祇佛寺封家納官全以不辨濟、幸之餘自迫命歟(中右記康和五年十二月二十一日)とその異常な權勢を大書し、「為章者白河法皇寵遇之人也(本朝世紀康和五年十二月二十日)」との評言を残してゐる。更に鳥羽院政に於ては為章の孫盛章が院別當として近仕してゐるが、後白河院政に於ける高階泰經程には盛名を馳せなかつた様である。(以上系図5)

以上で白河・鳥羽兩院の著名な近臣は大凡指摘し得たと思ふが、次に前代の政治、社会機構の中に於ける中、下級貴族層の動向を考察し、彼

等が院近臣として權勢の座に就くに至つた由來経緯を考究してみよう。

二 院近臣の系譜

院近臣が総じて中、下級貴族層の出身であつたことは上述の如くであるが、彼等は突然この院政時代になつてから權勢家としての姿を現はしたのではなく、前代即ち摂関政治の下に於て充分の素地を作つてゐたのであり、畢竟、摂関時代に於ける中、下級貴族層の地位を延長發展させたのが即ち院近臣の社会的、政治的地位であつたと見做され得よう。

今、院近臣の性格を吏務に練達した実務家と經濟的な奉仕を主とした富裕な受領との二要素に分けて夫々考察してみよう。(但しこの二要素は何等矛盾する關係にあるものではなく、主要な近臣は、その本質的立場を兩者の何れにおくにせよ、この兩者を兼ね備へてゐる場合が少くないが、考察の便宜上かく二要素に分けてみたのである。)

先づ、院庁に於ては別當、判官代等に任じ、朝廷に於ては弁官、藏人等に補せられて実務の運営に當つた中、下級貴族層出身の吏僚の前身は、摂関政治の下に於ける摂関家政所の職員に求められる。即ち、実務家としての院近臣も前代の摂関家近臣も、俱に同一の階層より出てをり、その政治的、社会的な性格も頗る近似してゐるのである。その最も顯著な事例として、藤原為房及びその子孫についてみると(系図1)、その出自は藤原北家の支流より出た中流以下の貴族層に屬して世に勸修寺一流といはれ、藤原時代には摂関家を始めとする当代の權門勢家に近侍

し、その家政を執ることよりして社会的、政治的地歩を獲得して勢威を誇る者も現はれたのであるが、院政の開始と共に院の権力下に参じ、院庁に候して実務を処理し、それによつて父子相尋いで権勢を振つたのである。この間の消息は古く藤原兼実がその日記に「凡勸修寺之輩、代々自執政之家出身、而顯隆、顯頼、光頼等偏寓員仙洞一疎遠一所」(玉葉文治二年正月二十七日)と端的に指摘してゐる如くで、例へば藤原道長、頼通の家司として「執行関白家事」し、大いに威富を誇つた藤原惟憲(小右記年九月五日条等)は藤原時代に於ける勸修寺流の代表的人物である。前節にも挙げた藤原為房も院近臣であつたと同時に、他方摂関家の執行家司即ち執事として師実、師通に近侍したのであつて(為房卿記應徳二年十月二十九日条等)、その一男為隆は「関白摂政のうしろみ」すると言はれた如く(秘抄)、父の摂関家家司の面を継いで師通、忠実に近侍し、二男顯隆は院司の面を継いで白河院近臣となつたのである。この為隆、顯隆の後から多くの家が分立して大いに繁栄し、公卿の家柄の一である「名家」の過半を占めたことは前にも述べた通りであるが、この「名家」といふ家柄は「多執院中権一故振威勢」(職原抄)といはれる如く院近臣としての性格を持つと共に、摂関家の執事も之より任せられることゝなつてをり(職原抄)、これは勸修寺流の伝統的な家柄を受継いだものと言ひ得よう。

斯様に、院政政権に於て最も有力な近臣であつた為房、顯隆、顯頼等は、本質的には摂関家政所の職員から院司に転身した官僚的貴族層の中心人物であつて、かゝる事例を他に求めれば、高階氏(系図5)もその一

例であらう。高階成忠が摂関家との關係によつて勢威を誇つたことは既に記したが、その後も高階氏は累代摂関家の家司に名を列ねてをり、殊に「業遠者大殿無双者也」(小右記寛治二年十二月七日)と言はれた高階業遠は道長の近習として大いに権勢を振ひ、前節に院近臣として挙げた為家も、一方では藤原師実の家司であつたのであり、その他師実、師通、忠実に近侍した泰仲、重仲父子も摂関家の有力な近臣であつた。即ち、如上の事実、前代に於ては摂関家の権力に阿附追隨してゐた高階氏が、政権の推移に伴つて、一部は院権力の下に馳せ参じ、一部は摂関家の下に止まつたものと解され、勸修寺流の場合と共に当代の中、下級貴族層の動向を如実に示す適例である。

次に受領としての近臣について言へば、彼等は諸国の守に歴任して、その間公事をも勤めずに巨富を蓄へ、それを以て中央の政界に進出して来たのであるから、彼等の勢力の消長は何よりも先づ国守の地位を保持し得るか否かにかゝつてをり、従つて、藤原時代にはその任免の実権を握る摂関家に、院政の下に於ては院上皇に追従奉仕しなければならなかつたのであり、彼等の摂関家に対する立場と院上皇に対するそれとは、本質的には同一であつたと考へられる。摂関政治下に於ける彼等の行動は、「外國狼戾輩彌濫貯財寶一企買官爵之計と」(小右記長和三二年二月七日)と評された如く、富力を以て社会的政治的地位の向上に努むるは勿論、更に「今年不可済公私事、可存自身命、但大殿、攝政殿、彼一家事許、随堪可奉仕」(小右記寛仁二年六月四日)と公言する程、露骨に権力者に阿附

奉仕し、時の権力者も「近代以_二富人_一為_二賢者_一」(小右記長元二、年七月十一日)と言はれる如く、彼等に奉仕する富裕な受領等に報いるところがあつたので、当代に於ける彼等の権勢は急激に伸長し、時人をして「孤假_二虎威_一近代事也」(小右記治安四、年正月十七日)と嘆ぜしめた程であつた。藤原顯季、同隆時、高階為章等を始めとする院近臣の父祖も藤原時代に於ては諸国の守に任じた受領であり、政權の推移と共にいちはやく摂関家に対する關係を院上皇に切換へたのが、受領としての院近臣の立場であると考へることが出来るのである。

最後に、院近臣が院に近侍する一つの契機となつたものに、上皇乃至天皇との間の乳母關係がある。藤原顯季及びその一家が院近臣として勢力を振つた最大の原因の一つに、白河上皇との乳母關係があつたことは先にも述べたところであるが、その他、藤原為房、顯隆、顯賴父子や藤原基隆、忠隆父子等もこの乳母關係が院に結合する一つの紐帶となつてゐる。而して、かゝる現象も院政時代に始まつたものではなく、乳母關係を通じて社会的、政治的に進出することは既に藤原時代よりみられるのであつて、院政時代に為房等の勸修寺一流から代々御乳母を出したのも、藤原時代に於ける道長夫妻との乳母關係によると考へ得る(和田英松「歴史上に於ける乳母の勢力」)。即ちこの乳母關係に於ても院近臣の立場は摂関家に対するその延長と見るべきであらう。

かく考察して来ると、院近臣は本質的には前代に於ける摂関家近臣の後身であり、摂関家の近臣が摂関家の寄生的な存在であつたと同様、院

近臣も院上皇に対する寄生的、從屬的性格を内包してゐたと考へられるのである。而してこのことは院庁及び朝廷に於ける院近臣の立場と役割を具体的に検討することによつて一層明瞭となるであらう。

三 政治機構と院近臣

(イ) 院庁に於ける院近臣

院政機構の中心が院庁であることは言を俟たぬところであるが、院近臣と呼ばれた中、下級貴族は院庁に如何なる地位を占めたであらうか。

院庁は上皇及び女院に奉事する院司の庁で、院司の初見は嵯峨上皇の時であるが、爾後漸次増加して、朱雀院の院庁には別当、判官代、主典代等の主要な職員が既に存してゐた。その後、平安末葉に至り院政が開始されるや、この院庁が政治の枢要機關に転化され、院政の進展に伴つてその機構は整備拡大されて行つた。即ち、讓位当日補せられた白河院の院司は、別当五人、判官代七人、庁預二人等であつて、後三条院の院司とは同じく、左程大規模なものではない(為房卿記)。その後人員も職種も増加し、例へば白河院崩御の際には、別当廿人、判官代五人、藏人四人、非藏人九人の名が知られ(中右記)、御隨身所、御厩別当、北面、武者所等の職員も皆白河院御在世中に見えてゐる。

此等の院司の中、その中樞となるものは、勿論、別当と判官代である。先づ、別当は院司の上首で院中の事を総理し、院政時代に於ては政治の枢機に参ずる要職であり、公卿及び殿上人より之に当てた。応徳三

年、白河上皇最初の別当は、公卿二人、殿上人三人(為房、卿記)、大治四年、白河上皇崩御の際の別当は、公卿九人、殿上人十一人(中右記同年、七月十五日)、仁平二年、鳥羽上皇晩年の別当は、公卿十二人、殿上人十四人(兵範記同年、三月八日)となつてゐる。この中、殿上人は院に近侍する中、下級貴族によつて占められてゐるが、公卿の内容には多少の変化があつた。即ち院政の当初には、白河・鳥羽両上皇の外戚として寵愛信任の殊に厚かつた藤原実季、同公実、同仲実等の閑院流の人々や、「上皇被_レ仰_ニ合萬事、仍天下之權威傍若無人也」(中右記保安元年、七月二十二日)といはれた藤原宗通、又白河院政の重臣と謳はれた源俊明(中右記永久二年十二月二日、愚管抄)等の上流貴族層の寵臣が公卿別当に任ぜられてゐたが、院政の進展に従つて、「諸大夫」と卑称されてゐた中、下級貴族出身の院近臣が次々と公卿の班に列する一方、摂関家を始めとする上級公卿が自ら進んで別当に補せられることを望み(中右記嘉保二年十月九日、本朝世紀)、上記の如く多数の別当が置かれるに至つたのである。しかし、専制的な上皇に近習しその手足となつて活躍したのは、中、下級貴族出身の別当であつたと見るべきであらう。殊に別当の中、院中の庶務を掌つて権勢のあつた「執事別当」には多くこの階層の人々が任ぜられ、且つ後世迄、勤修寺、葉室等の為房流の人々(系図1、参照)がこの地位を占めてゐる。而してこの「執事別当」の初見として管見の及ぶところでは鳥羽院政に於ける藤原公教(兵範記仁平三年、正月二十八日条)が最も早く、その外、後白河院政の権臣であつた藤原隆季(玉葉仁安二年正月二十八日条)や藤原成親(平家物語)等が早い例である。更に、執事別当と同一乃至同性質のものと

考へられる「執行別当」といふものがあつて、近臣藤原国明、同顯隆がこれに当てられ、又藤原師信、同忠隆もこれに補されてゐた如くである。(註3)公教は当代の皇室と親密な閑院流の上流貴族であり、師信、国明、顯隆、忠隆、隆季、成親は前述の如く皆中・下級貴族層の院近臣であるから、これらの事例より、執事乃至執行別当には特に信任の厚い上流貴族及び中・下級貴族層の別当が任ぜられ、殊に多く後者の占めるところであつたと考へられる。

次に判官代は別当の指示に従つて庁内を糾察し、文書を掌り、雑事を処理したもので、西宮記・江家次第には六位藏人を之に充てることとしてゐる。従つて上流貴族より判官代に補せられることは殆どなく、中流以下の貴族から任ぜられてをり、藤原隆時、同行実、同顯隆、同基隆、同顯遠(後に顯時と改名)等の近臣は判官代として勢威の顯はれた人々であつた。従つて院政が進むにつれて判官代の地位も向上し、例へば行実は応徳三年、白河上皇の院庁設置と共に六位判官代となり、寛治二年には五位に昇り、嘉保元年には遂に四位に進んで(本朝世紀康和五年八月十四日)、四位判官代の例を開いた(中右記嘉保元年、年六月二日)。又、白河院政の末期以降、院近臣の子弟が弱年にして判官代に任ぜられてゐる例が多いが、彼等の年齒を以てしては実務に當つたとは考へられず、これには彼等の吏途の出発点としての意義が注目される。即ち院近臣の子弟の吏途をみると、院判官代を出発点として漸次昇進し、自らも院近臣として権勢を振ふに至るといふ例が多くみられ、殊に六位藏人を判官代に当てるといふ規定(西宮記、江家次第)を

利用してか、先づ院判官代に任じ、尋いで六位蔵人に補し、それより漸次累進して行つたものが少くない。例へば、「今夜補蔵人一人」（藤原家馬守家保朝臣男、院判官代、今夜先補判官代）（中右記元永元年正月十日）とあるのは、宛も蔵人に補するたために先づ判官代に任じた如くに見られる程で、その外、藤原顯輔（男、顯季）は十一歳、同惟方（男、顯頼）は十一歳、同隆季（男、家成）は七歳、同光隆（男、清隆）は七歳、同家明（男、家成）は八歳にて夫々六位蔵人に補されてゐるが、彼等は皆院判官代より出身してゐる。又藤原忠隆が丹波守に任ぜられた時にも、「抑忠隆者伊與守基隆朝臣二男、院判官代也、但年十歳、幼少無極、加之無受領一本官又無成功、只依殊寵偏浴大恩也、十歳之人初任丹波、古今未有此例、人々皆敢不出口歟」（中右記天永二年十月二十五日）と評された様に、院判官代より出身して国守に任ぜられ、爾後諸国の受領を歴任した近臣もある。之を要するに、幼少にして半ば私的な院序の職員に名を列ね、それを足場として蔵人とか守とかに任ぜられ、それより昇進を重ねて遂に公卿の班に列する迄に至るのが院近臣の束途の一類型をなしたのであり、かゝる意義に於ても判官代は一つの重要な地位となつてゐたのである。

次に、受領としての彼等の活躍を考察しよう。前節にも述べた如く、院近臣の多くは受領として著積した富力を背景としてゐたのであるが、彼等即ち当時の呼称に従へば「院司受領」（後二条師通記永長元年十月十四日、中右記永長元年四月十八日、嘉保二年七月五日等）は院の側近に奉仕するため遠国には赴任出来ず、畿内周辺の先進地域即ち熱国、大国に任ぜられ、近江・美濃・尾張・加賀・越前・

但馬・丹波・丹後・美作・播磨・備前・備中・備後・阿波・伊予等の諸国がそれである。（註）而してその在任中は「神社佛寺封家納、諸国吏金不可辨濟事」（中右記大治四年七月十五日裏書）といはれる如く、公私の納物を進納せずして自己の私財を蓄積し、更に「諸国宰吏、停止往古之神社佛寺領」（中右記保延元年八月二十四日）といふ莊園対策を以て、院に上皇を始めとする権門勢家には愈々忠勤をぬきんと共に、弱い莊園は之を顛倒して自己の収益の増大を計つたので、その富力は頗る強大なものがあつたと考へられる。その上、「始自我身至子三四人同時成受領」（中右記大治四年七月十五日裏書）といふ如く、一家より数人の国守を同時に出すことが殆ど全べての院近臣について見られ、従つて莫大な所得の伴つた国守の地位が多く彼等の手に占有されることゝなつたのである。この院司受領の財力が院政の経済面の重要な支柱となつたのであつて、当代異常なまで盛大を極めた造宮や造寺造佛は殆ど彼等の経済力によつて成し遂げられたといつても過言ではない。今、その具体的な事例の一斑を列挙すれば左の如くである。（左表の人名は第一節に掲げた系図の順によつた。引用史料の中「上皇度々御移徙記」、「諸院宮御移徙部類記」は当部所蔵の旧伏見宮本である。）

院近臣	造立せる御所堂塔	官當時の職	成功	史料
藤原顯頼	八條大宮御所 白河北殿東御所 安樂壽院阿彌陀堂	美作守 權中納言 （知行國志） 民部卿 （知行國志）	重任 遷任 重任	上皇度々御移徙記 大治三年六月二十七日 上皇度々御移徙記 長承三年十二月二十八日 百鍊抄 同日條 本朝世紀 久安三年八月十日 台記 同月十一日

藤顯能	土御門内裏	讃岐守	重任	慶應 永久五年十一月十日 百鍊抄 同日條
藤顯季	閑院御所	播磨守	重任	上皇度々御移徙記 嘉保二年 六月二十六日 中右記同日條
藤家保	三條烏丸御所	播磨守	重任	上皇度々御移徙記 大治元年 二月二日 永昌記 同日條
	證金剛院	越前守	紋從四位上	百鍊抄 同月二十九日
	賀茂上社多寶塔	但馬守	重任	百鍊抄 永久四年六月二十日 殿尉 同日條
藤家成	白河阿彌陀堂	伊豫守	重任	中右記 大治五年七月二日
	寶莊嚴院	播磨守	重任	中右記 長承元年十月三日 百鍊抄 同日條
藤成親	佛頂堂	權中納言	重任	本朝世紀 久安二年十月二十 八日
	金剛心院	讃岐守	遷任	兵部記 久壽元年八月九日 白記 同日條
藤基隆	尊勝寺東西塔、南大門	播磨守	重任	中右記 康和四年七月二十一 日
	三條殿	美作守	重任	中右記 嘉承二年六月二十二 日
	大炊殿	播磨守	重任	百鍊抄 永久三年十一月二十 六日
	大炊御門萬里小路殿	伊豫守	重任	上皇度々御移徙記 大治元年 十二月二十七日 百鍊抄同日
	白河三重塔	伊豫守	重任	百鍊抄 大治二年三月十九日 中右記 大治五年三月二十八 日 同月二十五日 百鍊抄 同日
藤忠隆	法金剛院	播磨守	紋從三位	中右記 天永三年六月十九日 同日
	大炊殿	丹波守	重任	中右記 天永三年六月十九日 上皇度々御移徙記 大治元年 十二月二十七日
	大炊御門萬里小路殿	備中守	重任	中右記 保延二年三月二十三 日 百鍊抄同日
	鳥羽勝光明院	伊豫守	重任	中右記 久安元年六月二十八 日 百鍊抄同日
藤國明	尊勝寺聖師堂、觀音堂、 五大堂	伊豫守	重任	中右記 康和四年七月二十一 日
	大炊御門殿	伊豫守	紋正四位上	中右記 長治元年十二月二十 七日 百鍊抄同日
藤爲忠	二條堀河殿	安藝守	重任	諸院宮御移徙部類記 保安二 年十二月十三日
	三條烏丸殿	丹後守	遷任	上皇度々御移徙記 長承三年 十二月十九日

藤清隆	三條西殿	越後守	重任	上皇度々御移徙記 大治五年 十二月二十六日
高階爲家	法勝寺金堂、講堂、洞廊、 南大門、鐘樓、經藏	播磨守	重任	法勝寺金堂遺書記
	尊勝寺阿彌陀堂	越前守	遷任	中右記 長治元年七月二十四 日 同年十二月二十七日
高階仲章	尊勝寺金堂、講堂、鐘樓、 經藏、中門、煙廊	但馬守	重任	中右記 康和四年七月二十一 日

斯様に当代の造寺造官の過半は、院近臣が受領として、又知行国主として造立したのであるが、一面その褒賞として重任、延任、遷任等の宣下をうけて受領乃至知行国主の地位を確保したのである。即ち受領功による造官造寺は、造官造寺の盛大を望む院上皇と、受領乃至知行国主の地位の維持に努める院近臣の両者にとつて俱に利害が一致するのであつて、そのため時人も「受領功萬石萬正進上事」(中右記大治四年七月十五日裏書)と驚嘆する程受領功は盛行を極めたのである。しかしながら受領の地位の確保を必須とする院司受領は、除目の権を握る上皇に対しては從属的立場を脱することが出来ず、その財力を以てする造官造寺等も、成功以外に院に対する阿附奉仕であることも多く、又官司・寺社・封家に対する納物等はこれを拒押するを事としてゐた彼等も、院の命令があれば直ちに弁済するといふ状態であつた(中右記嘉保二年七月五日、永長元年四月十八日)。

次に、院分国の国守即ち院分受領と院近臣との關係をみると、院近臣特にその年少の子弟が補任せられてゐることの多いのは下表に示す如くである。(＊は院近臣乃、至その縁者)

國	守	續	柄	分	國	知行主	補	任	年	月	史	料
*藤	經	忠	師	信	男	周	防	白	河	院	寛治三年正月六日	公卿補任
*藤	長	實	顯	季	男	因	幡	白	河	院	寛治五年正月二十八日	公卿補任
*藤	基	隆	家	範	男	美	作	白	河	院	寛治八年二月二十三日	公卿補任
*藤	家	保	顯	季	男	越	前	白	河	院	嘉保二年正月二十八日	公卿補任
*藤	顯	隆	爲	房	男	若	狹	白	河	院	永長元年正月二十三日	中右記
*藤	宗	章	爲	章	男	筑	前	白	河	院	康和五年二月三十日	殿署
*藤	顯	輔	顯	季	男	越	後	白	河	院	長治元年正月二十八日	中右記
橘	家	光	俊	綱	男	伯	耆	白	河	院	天仁元年正月二十四日	中右記
藤	輔	明	家	定	男	淡	路	白	河	院	天永二年正月二十三日	中右記
藤	季	通	宗	通	男	備	後	白	河	院	天永三年正月二十七日	中右記
*藤	重	通	宗	通	男	備	中	白	河	院	永久二年正月二十二日	公卿補任
*藤	長	輔	長	實	男	甲	斐	白	河	院	永久三年正月二十九日	公卿補任
*藤	清	隆	隆	時	男	紀	伊	白	河	院	永久四年正月三十日	公卿補任
藤	尹	經	尹	通	男	阿	波	白	河	院	元永元年正月十九日	中右記
*藤	家	長	家	保	男	美	濃	白	河	院	元永二年正月二十四日	中右記
*藤	雅	教	家	雅	男	越	後	白	河	院	保安四年正月二十二日	公卿補任
源	資	賢	有	賢	男	丹	波	白	河	院	保安五年正月二十二日	公卿補任
*藤	顯	長	顯	隆	男	紀	伊	白	河	院	天治二年正月二十八日	公卿補任
*藤	家	成	家	保	男	若	狹	鳥	羽	院	天治二年正月二十八日	公卿補任
*藤	公	能	實	能	男	越	中	鳥	羽	院	大治元年二月二十四日	公卿補任
*藤	家	成	家	保	男	加	賀	鳥	羽	院	大治二年正月二十日	中右記
*藤	顯	廣	俊	忠	男	美	作	白	河	院	大治二年正月二十日	公卿補任

この院分受領は年官制度より生れた年分受領の制度であるから、その収益は給主たる院に宛てられたのであるが、国守には院近臣が給主の近習者として任ぜられて国務を執つたものと思はれる。又国守が年少者の場合は、その父たる院近臣が後見として實際の指示を与へたのであらうが、年少の国守にとつては、将来院近臣特に院司受領となるための出発点として意義があり、實際院分受領から出身して爾後諸国の受領を歴任して院近臣となつた事例は少くないのである。

(ロ) 朝廷に於ける院近臣

上述の如く、院庁の中樞は概ね中、下級貴族層の院近臣に占められてゐたのであるが、半ば私的な庁司たる性格をもつ院庁のみを以て政治の運営を全うすることは出来ず、旧来の政府機構をも利用しなければならなかつた。殊に院政の初期、堀河天皇、関白後二条師通の治世には、未だ朝廷方の発言力も相当強く(愚管抄、中右記)、之に対して上皇は摂関家以下の公卿を院司に補して自己の権力下に組み入れる一面、従前の政治運営方式のある部分はそのまゝ利用して、実行面に上皇の意志を反映せしめる等の方策をとつた。その顕著な現はれの一つとして、院近臣を以て朝廷の重要な官職を占有することが指摘され、内蔵頭はその好個の例である。

内蔵頭は金銀、珠玉、宝器、錦綾や天皇皇后等の御服等を掌るところの天皇側近の官職であるから、「從往古以来、為内蔵寮頭者、或蔵人

頭、或辨官、近衛將任來、^{○中}見内蔵頭次第一處、誠多親昵之人也、三守大臣、西三條大臣、常行大將、泉大將、顯忠右大臣、忠義公、恒徳公、件人々經此職一為諸大夫三者繼、三人許歟、此外多以君達也」(中右記年四月三)といふ慣例で、天皇に親昵の上流貴族が之に補せられるのを通例とし、院政時代に於てもその天皇側近としての地位は、摂政、関白、護持僧、御乳母、御侍読と並び称されてゐる(大槓秘抄)。しかし内蔵頭を上流貴族から任ずる慣例は平安末期以降破れて、「近代御服美麗、寮納不足、仍被任顯綱朝臣」後、次八人皆以受領也」(中右記同日条)といふ如く、「諸大夫」といはれた中、下級貴族出身の富裕な受領が此の職を占め、その富力によつて御服以下のものを調進することゝなつた。而して、中右記に引くところの内蔵頭次第(同記承徳元年壬正月四日)によつて藤原顯綱(守馬)を始めとする八人をみると、藤経平(守應)、藤公基(周防)、橋俊綱(修理大夫)、源高房(守馬)、藤定綱(守伊予)、藤師信(夫、修理權大、橋應守)、源政長(守備中)となるが、更に白河、鳥羽院政時代の内蔵頭を列挙してみると、院政の経済力の主要な支柱であつた富裕な受領が相ついでこの職を襲つてゐる事実が知られる。(※は著名な院近臣及びその子弟)

内蔵頭	續柄兼官	任	期	史料
*藤師信	經輔男	播磨守	應徳三年十一月二十六日以前—寛治七年十二月	爲房卿記 中右記
源政長	資通男	備中守	寛治七年十二月二十七日—承徳元年壬正月四日	中右記
源國信	顯房男	頭中將	承徳元年四月八日—承徳元年四月	中右記 公卿補任
藤宗忠	宗俊男	右中辨	承徳元年四月—康和元年十二月	中右記 公卿補任

*藤國明	師基男	伊豫守	康和元年十二月十四日—長治二年四月	本朝世紀 中右記
*藤基隆	家範男	播磨守	長治二年四月十日—長治三年十一月	中右記 公卿補任
平時範	親信男	近江守	長治三年十二月五日—嘉承二年七月二十二日	中右記 公卿補任
*藤爲房	隆方男	藏人頭	嘉承二年十月二十二日—天仁二年十二月	中右記 公卿補任
*藤顯隆	爲房男	藏人右	天仁三年正月二十八日—元永元年四月三日	公卿補任
*藤長實	顯季男	伊豫守	元永元年四月三日—保安三年十二月二十一日	中右記 公卿補任
*藤家保	顯季男	播磨守	保安三年十二月二十二日—天承二年正月二十六日	公卿補任
*藤清隆	隆時男	播磨守	天承二年正月二十六日—水治元年四月二十七日	公卿補任
*藤忠能	經忠男	伊豫守	天養元年正月五日—天養二年正月二十四日—久安四年二月一日	公卿補任
*藤忠隆	基隆男	播磨守	久安五年八月二十八日—仁平元年三月二十三日以後	本朝世紀 公卿補任
平忠盛	正盛男	右中辨	仁平二年四月十三日—仁平四年三月二十八日	公卿補任
*藤光頼	顯頼男	備後介	仁平四年三月二十八日—久壽元年十二月二十八日	公卿補任
*藤長輔	長實男	備中守	久壽元年十二月二十八日—保元二年正月二十四日	公卿補任
*藤光隆	清隆男	備後守	保元二年四月二十四日—正暦元年正月	公卿補任
*藤家明	家成男	備後守		公卿補任

斯くの如く院政時代の内蔵頭は院に近侍せる受領によつて殆ど占められてをり、中世以降、右表の長実、家保、長輔、家明を出した顯季流の山科家がこの職を世襲する様になつた由來も、この時代の趨勢に基くものと考へられる。

この内蔵頭に類似の官職を求めれば、修理大夫が挙げられる。修理職は令外官で、嵯峨天皇の御代に設置されたものであるが、他の令外官と同様に、造官造寺等の建築工事の実務は漸次令制の官司たる木工寮から修

理職に移り、殊に造官造寺の殷盛を極めた院政時代に於ては重要な官司であつたと考へられる。その官司の長官即ち修理大夫をみると、この時代には悉く前章に述べた院近臣の受領層に占められてゐるのである。

修理大夫	續柄	任	期	史料
藤 顯 季	隆經男	寛治八年七月十三日	—保安三年十二月二十一日	中右記 公卿補任
藤 長 實	顯季男	保安三年十二月二十一日(父襲)	—大治二年正月十九日	公卿補任
藤 顯 盛	長實男	大治二年正月十九日(父襲)	—大治五年四月(解官)	公卿補任
藤 基 隆	家範男	大治五年十月五日	—天承元年十二月二十四日	長秋記 公卿補任
藤 家 保	顯季男	天承元年十二月二十四日	—保元二年正月二十一日	公卿補任
藤 忠 能	經忠男	天養元年正月以前	—保元三年三月	公卿補任

この外、大藏卿についてみても、為房、家保、經忠、忠隆等と院近臣の多いのが注目されるが、之を要するに、院政時代の官廷の経済面が院近臣殊にその富裕な受領の奉仕に依つてゐたと同時に、経済関係の官司が彼等の手に握られてゐたと考へて大過ないことを物語つてゐる。

次に内蔵頭などは少し趣を異にするが、蔵人頭について考察しよう。蔵人頭が朝廷に於て極めて重要な官職であることは今更贅言を要しないところであるが、院政時代に於ては院と内裏とを結ぶ地位を占めてをり(中右記永長元年十一月二十日条等)、従つて蔵人頭の選定は院の頗る考慮を払つたところと思はれる。今、試みに職事補任(群書類從)によつて、白河、鳥羽院政下の蔵人頭を家別に表示してみると興味ある結果を得る。(二朝に歴は前朝のみを以て数へる)

天 皇	堀 河	鳥 羽	崇 德	近 衛	計	氏				計
						源	藤	原	氏	
						後房流 (久我)	實季流 (関院)	宗俊流 宗通流 (勸修寺)	其他	
	1	1	1	0	3					
	4	1	0	0	5					
	4	0	0	0	4					
	2	2	6	1	11					
	1	1	2	0	4					
	1	2	1	2	6					
	0	3	1	2	6					
	6	1	4	3	14					
	19	11	15	8	53					

これによつて先づ知られることは、院政時代に於ても、蔵人頭は多く上級貴族の出身者がこれに当てられたことである。それは、蔵人頭に任ぜられた者は殆ど全て公卿に昇進することゝなつてゐたから、予め公卿の地位を約束されてゐるこの職には、中、下級貴族層の進出が困難であつたこと、又、当時勢力を伸張して来た中、下級貴族層の院近臣は富力による者が多く、典礼、政理に通じた者を必要とするこの職にあつては、富力のみを以てしては職責に堪へ得なかつたこと等のためであらう。しかしその上級貴族の中に於ても、院上皇の寵愛と信任を得てこの時代に勢威を振つた実季流(院)、顯房流(久我)、宗通流から多く補せられてゐるのは決して偶然の事象ではなく、院の選択によるものと考へられる。

次に注目すべきことは、中級貴族層に属する為房流(勸修寺)が、これらの上級貴族と並んで多く蔵人頭の重職に任ぜられたことである。この一流が、摂関家の家司や院庁の院司として活躍した実務家であつたことは

先にも述べたが、その実務家たるの故を以て、多くの蔵人頭、しかも弁官を兼ねた所謂「頭弁」を出し、天皇側近の庶務を処理する蔵人所に大きな地位を占めたのである。而してこの白河、鳥羽院政時代に於て、中、下級貴族の院近臣にしてこの職に任ぜられた者は、この勸修寺流の六人を除くと藤原清隆(系図4 参照)一人で、こゝにも院近臣中に於て為房及びその一家の占める特殊な地位を遺憾なく現はしてゐると言へよう。

斯様に、中、下級貴族層によつて形成された院近臣が院庁及び朝廷に占めた地位を考察すると、その果した役割の重く且つ大きかつたことを知り得るが、この現象を通じて第一に注目されるのは、院近臣を必要ない地位に配置するといふ院上皇の立場からの配慮であり、院近臣の進出と活躍も畢竟その範囲内に於てのみ可能であつたと考へられるのである。かゝる院近臣の権勢の限界は、以下の如く当代の現実政治の経緯をたどつてみれば、そこに明瞭に現はれてゐることが知られるのである。

四 政情の推移と院近臣

前節の院庁機構の成立の経過にもみられる如く、院政政権は白河天皇の譲位後直ちに確立されたものではなく、上皇が天皇の後見としての立場から政治に介入して行つて、次第に政治の実権をその手に吸収掌握し、遂に院政といふ政治形態を馴致したものと考へられる。白河上皇は、譲位直後より除目敍位等を始め政治に口入されることは少くなかつたが、堀河天皇の御在世中は天皇及び摂政関白の意志がなほ強く政治に

反映し、「敍位除目、御意所(堀河天皇)及、為先道理也、只恨時世及末、天下頗亂、但偏非一人之咎歟、法王已在、世間之事相分兩方之故也」

(中右記嘉承二年七月十九日)といはれる如く、未だ上皇の専權のみを以てしては政治

を運営することが出来なかつた。殊に後二条師通の関白時代は、「堀川

院御成人、後二条殿又殊ノ外ニ引ハリタル人ニテ、世ノマツリコト、太

上天皇ニモ大殿ニモ、イトモ申サデセラル、事モマジリタリケルニヤト

ゾ申メル」(愚管抄 卷四)といはれた程で、関白師通の補佐する堀河天皇の治

世迄は未だ院政政権の確立はみられず、院近臣の政治上に於ける実質的な活躍もあまり顕著でない。

それが、先づ関白師通の急逝を機として、上皇専權政治としての院政は大きな躍進を遂げたのである。師通は「受性豁達、好賢愛士、以

仁施人、以德加物」といふ人柄と、「嘉保、永長間、天下肅然」とい

はれた施政(本朝世紀康和元年六月二十八日)を惜しまれつゝ康和元年六月に壮年を以て

急逝したが、その男忠実はまだ二十一歳の若年であり、師通の父師実も

康和三年に薨じて、摂関家には一時全く有力者を失ひ、こゝに七年間の

摂関停置期を招いた。しかも従来摂関の職は実質的には前任者の意志に

よつて相続するのが慣習化されて來てゐたが、この時を機として院上

皇の手にその任免の実権が収められ、事実白河上皇は、忠実の代りに藤

原公実や同忠宗を任ぜんとしたと言はれ(愚管抄)、忠実自身も「攝政者天

子所授」(台記久安六年九月二十六日)と明言する程明確な觀念となつてゐたのであ

る。長治二年には忠実も漸く関白の職に就いたが、程なく「末代の賢王」

と謳はれた(統古事談)堀河天皇が崩御して、天皇及び関白を中心とする朝廷方の発言力は更に一步後退したところ、保安元年に至り、忠実の女太子の入内問題によつて忠実は関白を免ぜられ、こゝに全く政治の権は院上皇の掌握するところとなつた。忠実は早くより白河上皇の信任が薄く、しかも院近臣の藤原顕隆等が忠実のことを「悪様」に奏する等のこともあつて(殿暦永久六年壬九月十五日等)、両者の関係があまりよくないところ、忠実の女太子を鳥羽天皇の後宮に入れんとした白河院の御意を忠実があくまで固辞して請けず、遂に院の勘気を蒙つて関白の職を奪はれたのである。この事件には当時の宮廷内の複雑陰微な事情があつた様であるが、白河院の崩後間もなくこの泰子が鳥羽上皇の後宮に入つたことによつても、忠実の反抗の対象は専ら白河上皇に対するものであつたことは明らかで、従つて上皇の激怒も甚だしく(中右記保安元年十一月十九日、二十三日条等)、崩御の際には泰子の入内禁止を遺詔されたといはれ(長秋記長承二年六月二日条)、忠実も亦関白を免ぜられて以後は院の崩御迄の十余年間に宇治の範居に過し、白河院より有免の御沙汰があつても出仕しなかつた(中右記大治二年七月二十三日条)。かくて忠実の後にはその男忠通が任ぜられたが、若輩温厚の忠通は殆ど虚器を擁するに過ぎず、「政出_レ自_レ勅慮_二、全不_レ依_二相門_一」(中右記大治四年七月十五日条)といふ状態となつたのである。

この間、院近臣の勢威は院政の進度に比例して増大して来たのは言ふ迄もないことであつて、今、白河院政を師通の逝去を堺として前後二期に分かつて、前期に於ては院近臣の権勢も未だ顕著でないが、後期に入

ると藤原公実、同宗通、源俊明等の上流貴族の権臣や、藤原顕季、同長実、同顕盛、同国明、同為房、同顕隆、高階為章等の院近臣の勢威は極点に達し、殊に保安元年の忠実範居後は、「去保安元年十一月、自_二魚水之契忽交、合躰之儀俄違_一以来、天下之政、在_二此人一言_一也」(中右記大治四年正月十五日)と言はれた藤原顕隆や、院上皇の権力を背景とする故を以て鳥羽上皇も如何ともし得なかつた藤原顕盛(長秋記大治五年四月二十六日条)等を始めとする院近臣が縦横に権勢を振ひ、これら近臣を手足とする上皇専制の体制はこの時期に全く確立したものと云ひ得よう。

かゝる情勢のうちに、大治四年七月、白河院が崩御になつて鳥羽院政が始まると、権勢家の間に少からぬ変動が起つた。即ち白河上皇と御不和であつた鳥羽上皇の、白河院政に対する反撥として、得意の者が失意し、失意の者が権勢を獲得するといふ勢力の交替がみられ、その最も顯著なものは前関白忠実の復帰である。忠実は白河院崩御の翌年の天承元年十一月、十二年間の範居を捨てゝ出仕して以来(中右記天承元年十一月十七日条)、急激に権勢を伸し、程なく、先例なきことながら院宣によつて文書内覧を仰下されて(中右記長承元年正月十四日条)、完全に摂関家の実権を掌握し、現実政治に対しても鳥羽上皇の信任と支持によつて相当強い影響力を示した。忠実の寵子頼長が一時並びない勢威を以て政治を左右したのも、一はその強烈な性格にもよるが、根本的には忠実に対する上皇の信任寵愛に依拠するものであつた。又一方、長承二年六月には問題の泰子を「院女御」とし(鳥羽上皇)て参院せしめ(長秋記長承二年六月二日条)、翌年三月には「太上皇以_二夫人_一立后例、

未聞」といふ非難をよそに皇后に冊立し（長秋記長承三、年三月二日）、一時宮廷の大

問題であつた泰子入内一件も、白河上皇の御遺志とは全く反対の結末に終つたのである。これによつても鳥羽上皇の忠実に対する信任寵愛の程が知られると共に、白河院政への反撥といふ色彩の濃いことが明らかである。この外、鳥羽上皇と忠実との關係が頗るよかつたことについて

は、康治元年五月、両者が東大寺及び延暦寺に於て登壇受戒を共にしたこと等（本朝世紀康治元年五月）多くの事例があるが、こゝに注目すべきことは、忠

実・頼長の権勢も上皇の支持といふ必須条件の下に制約されてゐたことである。鳥羽院政もその内部の勢力交替に拘らず、本質的には、白河院政後期に確立した上皇専權の体制を継承したのであつて、その下に於ては、上皇の信任、寵愛に支へられねば何事もなし得ず、事実、忠実・頼

長は師通が天皇の權威を背負つて院に對立的であつたのとは逆に、院の威勢を背景として天皇及び関白忠通と抗争したのであり、彼等の立場は院の権臣、近臣と共通するものがあり、その行動に於ても頗る類似するところがあつた。例へば忠実は知行国播磨国の重任の功を以て上皇のた

めに御所及び釈迦堂を造進して、その華美壯麗は深く上皇の御感を得（台記久寿元年七月二十九日）、又上皇の御辞退を押して莊園を寄進する（台記久安六年十月十二日）

等、その上皇に對する奉事は懇篤を極めたものであつた。しかも、一朝上皇の寵を失ふと忽ち失意の底に沈まねばならなかつたのは後述にみる如くである。

白河院の崩御によつて不遇の境から權勢の座についた忠実とは反対

に、忽ち勢威を失つて失意の境に落ちたものに藤原顯盛とその一家がある。顯盛は上掲の系圖に示す如く顯季の孫、長実の男で、父と並んで白

河院政に於ける有力な近臣であつたことは既に述べたところであるが、白河院の崩後余年を出でずして鳥羽上皇の解官勘当するところとなつ

た。その理由として上皇は四つの咎を挙げてゐるが、結局白河院に近仕して鳥羽上皇の御意に背く奏聞あり、鳥羽上皇の北面の衆に補しても白

河上皇の御在世中は全く参候しないといふ様に「輕（鳥羽上皇）吾事」の行動のあつたことが指摘されてゐる（長秋記大治五年四月二十六日条）。その他、長輔等の兄弟同胞

は、或は「被レ停レ近習二、或は「皆以レ似レ勘當一」といふ状態で（長秋記長承三年八月十四日）、その失脚の理由も顯盛に關聯してか、又は彼とはゞ同様のものではあらう。

あらう。

かゝる鳥羽院政初期の權勢家の交替に際して、前述の如き前関白忠実

の復歸と共に、家成、顯頼等の新しい院近臣の活躍が著しくなる。両者

については前節にも述べたところであるが、殊に家成は出身の当初より

鳥羽院に近侍し、それに加へて白河院の無双の近習といはれた父家保と

の間が好くなく（中右記大治四年十二月十三日、同保延元年五月五日）、白河院政下に於てはあまり

顯著な存在でなかつたが、鳥羽院政の開始と共に急激に權勢を振ひ、白

河院崩御の直後既に「掌二天下事一一向歸二家成一」（長秋記大治四年八月四日）といは

れた。その後、宇治左府頼長が權勢を獲得し、その絶倫の才と強烈な性

格を以て施政にたづさはるに至つて、院近臣の勢威は一時衰へたが、院

の寵愛に支へられた彼等の潛勢力は根強く、頼長と彼等との暗闘は烈し

かつた。その頼長の彼等に対する蔑視輕侮の言行は殆ど挑戦的で、家成は勿論、同じ家より出た美福門院をも「諸大夫女」と蔑視し（台記康治三年正月一日）、家成の家を「ツイブク」する等（愚管抄、本朝世紀）の行動に出たが、かかる頼長の過激な言行は時人も非難するところで、「院ノ御心ニウトミ思召」（愚管抄）す様にもなつた。されば頼長は近衛天皇の崩御を機に全く鳥羽院の寵を失ひ、「此三年以来、左大臣不勤女院事」（台記久寿二年九月八日条）との理由を以て忽然失脚したのであるが、それは美福門院に結ぶ院近臣との抗争に敗れたことを意味し、保元の乱はこの権勢争ひの総決算であつたとも言へるのである。

斯様に白河・鳥羽院政下の政情をたどつてみると、その動向を究極に於て決したのは院上皇の権力であつたことが明らかに知られるのである。忠実・頼長の如き名門の貴族でも、その権勢の隆替は一に院の信任寵愛の如何にかゝり、院政主の交替によつて権勢家の間に遇不遇の地位を転倒するものの少からざる事実を前にしては、「院政政権において院は院近臣の附屬物である」との説の成立する余地を見出し難いのである。

結び

以上述べたところによつて、院政下に於て中、下級貴族層が院近臣として中央政界に急激な進出を遂げたことは明瞭であるが、それを実現せしめた大きな条件として、院の「任意不拘法」といはれた如き先例旧

慣を無視した専政と、「愛惡掲焉、貧富顯然」といはれたところの家格門地を無視した恣意といふ絶好の素地のあつたことを忘れてはならないのであつて、この好条件に培はれて、前代より荷負つた彼等の伝統的な性格、即ち権力者に寄生することによつて自己の権勢を伸張するといふ性格が充分に發揮されたのである。しかしながら一面には彼等の権勢の限界も否定出来ぬところであつて、畢竟、彼等は專制的な院上皇の権力の下に組織された院政政権の有力な一分子であつたと同時に、決してそれ以上の何ものでもなかつたといふのが院近臣に対する最も妥当な評價であらうと考へられるのである。

〔註〕

- (1) 竹内理三氏は「貴族政治とその背景」（『新日本史大系第二巻』「古代社會」所收）に於て、藤原氏はその律令官僚としての本質的立場より、莊園整理策には「多くの場合協力的であり、時には積極的ですらあつた」ことを指摘されてゐる。又、林屋氏は後三条天皇の莊園整理策が受領層の要望によるとする論拠の一つとして、整理文書の署名者が備中介大江匡房であり、執筆者が和泉守小槻孝信であつたことを挙げをり、それは整理文書の署名の「防鴨河使右少弁正五位下兼行左衛門權佐東宮學士備中介大江朝臣」「修理左宮城判官正五位下行主計頭兼左大史・學博士和泉守小槻宿禰」（延久四年九月五日付官樣等）より備中介と和泉守とのみ抜き出したものと思はれるが、この論拠は頗る當を得ないものである。殊に小槻氏は平安中期以降代々左大史を世襲し、その子孫は近世迄官務家として存続した家柄で、大外記の中原氏や清原氏等と共に特殊な社会的地位に立つものであつて、この執筆も左大史として当然の職務によるものであり、大江匡房についても、如何に彼の行

動に受領的色彩が強かつたとしても、文書には弁として署名したに過ぎないのであり、事実他の整理文書、例へば延久二年二月二十日附官符、延久三年六月二十二日附官牒^(平安)等の署名には外官の兼官がないのであつて、林屋氏の論は甚だ無理である。又この小槻孝信や大江匡房をも受領層に包括しようとしたと同様に、藤原実季をも他の近臣受領と同一視してゐるが、これも甚だ首肯出来ぬのであつて、後述する如く、実季は後に清華といふ家格を得た閑院流の嫡流であり、摂関家につぐ上級貴族の一人である。これらよりして、林屋氏の所説には、権勢家即近臣受領とする無理があるのではなからうか。

(2) 小論の対象を白河、鳥羽院政に限定したのは、主として後白河院政との混同を避けるためで、両者には勿論共通性もあるのであるが、当面の問題の解明のためには斯く限定する方が論旨の正鵠を期し得ると思ふ。又院政政権の重要な一分子たる武士階級、殊にその行動に於て院に近侍せる受領層と類似する平氏について殆ど言及してゐないが、それは表面の類似に拘らず、本質的には全く異質の分子と考へられるので敢て説くことをしなかつた。

(3) 執事別当と執行別当とが同一乃至は同性質のものと考へられるのは、摂関家

の家司の執事を又「執行家司」とも言つてゐることから類推出来る。即ち、玉葉の「光雅朝臣^{略中}」^中為「當時攝政之執行家司」^{攝政始}（文治二年正月）と「傳聞、今日被仰^{執事}」^{權右中}（治承三年十一月二十七日）とにより、執事と執行家司の同一なるを知り、恐らく院司の執事別当と執行別当とも同一ではないかと思はれる。又中右記の藤原師信の小伝に「就中一院之中、為別當^{白河院}執事^{行萬事}」^{正月十日}とあるのや、本朝世紀の藤原忠隆の評伝に「為二院別當^{執事}行諸務」^{久安六年八月三日條}とあるのは、彼等も執行別当であつたことを示すものと解される。

(4) これについては中右記に「受領十五ヶ國之中、候院之驛七人、多任熱國^{天仁元年正月}」^{月二十四日}の記事があつて、この年の除目の際には院に候する驛が多く熱國に任ぜられたことを物語つてをり、個々の事例を帰納してもこのことが推論される。又、為房卿記に「此次上皇仰云、兼任賀州事、以泰憲卿為^二辨官^一兼播磨之例^{不可}申、播州行程兩三日、賀州已及七八日、然而為^二優^一奉公之節^可浴^二希代之恩^一也」^{寛治四年六月五日}とあつて、弁官にして受領を兼ねるものは京都の近接地方に限られるべきことを示してをり、これより推せば院司にして受領を兼ねる者にもこれと類似の考慮が払はれたと考へられる。